

(t) 図面用紙の番号

図面用紙は、(g)において定義した表示欄内に、アラビア数字による1から始まる番号が付されていなければならない。この番号は、記載するときは、用紙の上端中央であって、余白でない所に記載されなければならない。この番号は、図が利用可能表面の上端中央に近過ぎる所まで広がっている場合は、右側に記載することができる。図面用紙の番号は明瞭でなければならず、また、混同を避けるため、参照符号として使用される数字より大きくなければならない。各用紙の番号は、斜線の両側に記載されるアラビア数字によって示されなければならない、最初の数字は用紙番号、2番目の数字は図面用紙総数を示すものとし、それ以外の表示は行われない。

(u) 図の番号

- (1) それぞれの図には、アラビア数字による1から始まる番号が用紙番号とは別に、また、可能な場合は、図面上の図の記載順序に従って、付されなければならない。一つ又は二つ以上の用紙に記載されている、一つの完全な図を構成するための複数の部分図は、後に大文字を付した同一番号で特定されなければならない。図の番号の前には、略語「FIG.」を記載しなければならない。出願に関し1の図のみが、クレームされている発明を図解するために使用されている場合は、その図には番号を付してはならず、また、略語「FIG.」を記載してはならない。
- (2) 図を特定する番号及び文字は、簡単かつ明瞭でなければならず、括弧、円又は引用符と併用してはならない。図の番号は、参照符号に使用される数字より大きくなければならない。

(x) 穴

出願人は、図面用紙に穴を開けてはならない。

様式 16.06、16.07、及び 16.11 は、図面の開示に異議を唱えることに使われることがある。

¶ 16.06 色の描画が重複していなければならない

本開示は、出願者が色彩図案の写しを提出していないため、米国特許規則、連邦規則法典第 37 卷（以下、米国特許規則第 37 卷という） § 1.165 植物図面 (b) に基づき異議を唱える。修正が必要である。

¶ 16.07 図の描画が十分になされていない

この開示は、図が[1]美しく、そして/又は十分に描画されていないので、米国特許規則第 37 卷 § 1.165 植物図面 (a) の規定に基づき異議を唱える。

¶ 16.11 不適切な縮尺の図面

この開示は、図面が植物の区別性のある特性を示すには不適切な縮図であるため、米国特許規則第 37 卷 § 1.165 植物図面 (a) の規定に基づき異議を唱える。

1607 植物試料 [R-08.2012]

米国特許規則第 37 卷 § 1.166 試料

出願者は、植物又はその花もしくは果実を、研究及び検査のために、指定された量で、及び生育段階のある時期に、提出するよう要求されることがある。当該試料は、適切に梱包され、出願人に与えられた指示に従って発送されなければならない。試料を発送することができない場合は、その植物は、生育している場所で公的な検査に付されることが可能となるようにしなければならない。

植物品種の試料、花や果実などは、審査官から求められない限りは提出しなくて良い。

様式 16.13 は試料要求することがある。

¶ 16.13 試料が要求される

出願者[1]は、米国特許規則第 37 卷 § 1.166 試料に従って[2]を提出することを要求される。

1608 審査 [R-11.2013]

植物の出願は、他の国内出願と同じ審査プロセスの対象となる。したがって、特許可能な主題、効用、新規性、自明性、開示、及び請求の具体要件に関する法定規定が適用される（特許法第 101 条、102 条、103 条及び 112 条）。これらの法的規定の適用可能性に関する唯一の例外は、米国特許規則第 37 卷 § 1.162 出願人、宣誓書又は宣言書に記述されている。

審査官によって検討された先行技術は、米国特許分類システムの適切なサブクラスならびに特許及び非特許文献データベースの検索によって調査される。適切な場合には、農業研究省、園芸研究部、農業省から報告書を入手することができる。MPEP § 1609 を参照のこと。

1609 農業研究サービス報告書 [R-11.2013]

新米国特許法第 164 条 農務省の援助

大統領は、植物に関する本特許法の規定を実施するために、特許商標庁長官の要求に

則り、農務長官に対し、大統領命令をもって次に掲げる事項を命令することができる。

- (1) 農務省の持っている情報を提供すること；
- (2) 農務省の適切な局又は課を通じて特別な問題について研究すること；又は
- (3) 農務省の幹部職員及び一般職員を長官の下に派遣すること。

米国特許規則第 37 卷 § 1.167 調査

特許商標庁は出願を、研究及び報告の目的で農務省に提出することができる。

報告のために農務省に植物の出願を提出する権限は、植物特許のための出願を考慮することを促す大統領令 No. 5464、1930 年 10 月 17 日で与えられている。

私、米国大統領、ハーバート・フーバーは、1930 年 5 月 23 日の法令 (Public No. 245) (現在は米国特許法第 164 号) により私に与えられた権限の下で、「植物の特許を提供する法令」と題して、またこれに関連して私に属する他のすべての権限により、農務長官に直接指示する：(1) 特許局長官に農業省の持っている情報を提供する、又は (2) 適切な局又は課を通じて特別な問題について研究すること、又は (3) 長官の求めに応じて、農務省の幹部職員及び一般職員を長官のところに派遣する。

審査官が植物特許出願の審査に必要と判断した場合は、開示された植物品種が新規であり、既知の植物品種とは異なるかどうかに関する報告書の要求と一緒に、出願書と図面のコピーは米国農務省農業研究サービス (ARS) の園芸作物プログラムリーダーに届けられる。報告書は単に事務局の助言に過ぎないので、それはファイルに置かれるが論文番号は与えられない。報告書の写しは、慣習的に審査官が申請書に対する訴訟の準備に利用する。

報告書は、開示に対する批判と異論を具現化し、その是正のための提案を提供してもよいし、単に次のように述べてもよい：

「提出された特許明細書の審査は、記載された品種が、私たち専門家がよく知っているものと同一ではないことを示している」

1610 裁定 [R-08.2012]

審査官による出願についての裁定には、他の種類の特許出願に規定されている事項がすべて含まれる。

米国特許規則第 37 卷 § 1.161 植物特許 適用規則を参照。

クレームの審査に関して言えば、記述は「新しく区別性のある植物品種」についての